ＮＰＯ法人キッズウィル キッズウィルガーデン運営規程

（目的）

第１条　この規程は、特定非営利活動法人キッズウィル（以下「事業者」という。）が開設するＮＰＯ法人キッズウィル キッズウィルガーデン（以下「事業所」という。）において実施する指定障害児通所支援（以下「事業」という。）の運営に必要な人員及び管理に関する事項を定め、障がい児（以下「通所児童」という。）及びその保護者の立場に立って適切に事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所は、通所児童が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適応することができるよう、通所児童の心身及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。

２　事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の指定障害児通所支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

３　前２項のほか、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成２４年厚生労働省令第１５号）、及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成２４年長野県条例第６６号）、その他関係法令等を遵守して事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　ＮＰＯ法人キッズウィル キッズウィルガーデン

（２）所在地　長野県大町市大町６５４３番地

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所の職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（１）管理者　１名

管理者は、従業者の管理、事業の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、法令等に規定されている事業の実施に関する事項について、従業者に遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（２）従業者

ア　児童発達支援管理責任者　１名（常勤職員）

児童発達支援管理責任者は、適切な方法により通所児童のアセスメントを行い、支援内容を検討して、療育目標を設定した通所支援計画を作成し、又は見直し、通所児

童及びその保護者に内容を説明するほか、他の従業者に対し技術指導、助言等を行って、事業を統括する。

イ　児童指導員又は保育士　２名以上（うち常勤職員１名以上）

児童指導員又は保育士は、事業の利用申込みに係る調整、通所児童に対する集団療育及び個別指導を行う。

ウ　その他の職員　必要に応じ若干名

その他の職員は、児童指導員又は保育士の職務を補佐する。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日

原則として月曜日から金曜日まで及び日曜日とする。ただし、１２月２９日から１月３日までを除く。

（２）営業時間

１３時から１９時までとする。ただし、学校休業日及び不登校支援は、９時から１８時までとする。

（３）サービス提供時間

放課後等デイサービス

１４時から１９時までとする。ただし、学校休業日等は、９時から１８時までとする。

（利用定員）

第６条　事業所の利用定員は、次のとおりとする。

放課後等デイサービス　１０名

（事業を提供する主たる対象者）

第７条　事業を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

（１）　知的障害児

（２）　発達障害児

（事業の内容）

第８条　事業所が提供する事業の内容は、次のとおりとする

放課後等デイサービス

授業の終了後又は学校の休業日に、通所児童個々の障害に応じ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な訓練を行う。

（利用者から受領する費用の額等）

第９条　事業所が事業を提供したときは、通所児童の保護者から利用者負担額の支払いを

受けるものとする。

２　法定代理受領を行わないときは、前項に掲げる利用者負担額のほか、通所児童の保護者から法第２１条の５の３第２項の規定により算定された障害児通所給付費の額の支払いを受けるものとする。

３　前２項のほか、次に定める費用については、通所児童の保護者から徴収するものとする。

（１）情報提供書　１通当たり３，０００円

（２）その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、通所児童の保護者に負担させることが適当と認められるもの　実費

４　前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所児童の保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該保護者の同意を得るものとする。

５　第１項から第３項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った通所児童の保護者に対し交付するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第１０条　事業所の通常の事業の実施地域は、大町市及び近隣市町村とし、大町市を超える地域については、原則として送迎サービスを実施しない。

（事業の利用に当たっての留意事項）

第１１条　事業所の管理者は、通所児童及びその保護者が次に掲げる事項を守るよう指導するものとする。

（１）携帯する貴重品については、通所児童の責任において管理すること。

（２）事業所の設備及び備品は、本来の目的に従って使用すること。

（３）通所受給者証の内容及び連絡先に変更があった場合は、速やかに事業所に報告すること。

（緊急時等における対応）

第１２条　現に事業の提供を行っているときに通所児童に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに嘱託医又は当該通所児童の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

２　嘱託医又は当該通所児童の主治医への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

（非常災害対策）

第１３条　事業所は、非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に従業者に周知するものとする。

２　事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（苦情解決）

第１４条　事業者は、事業者が開設する各事業所（以下「各事業所」という。）において提供した各事業に関する通所児童又はその保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

２　窓口の担当者は、前項の苦情を受け付けた場合は、その内容等を記録するものとする。

３　記録は、個人情報を除いて、閲覧希望者には文書による方法で公表する。

４　事業所は、法第２１条の５の２２の規定により県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令、出頭の要請、質問又は立ち入り検査に協力するとともに、県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

５　社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第８３条に規定する運営適正化委員会が同法第８５条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

（虐待防止のための措置）

第１５条　事業者は、通所児童への虐待の防止、差別の禁止その他人権の擁護のため、次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待防止に関する責任者の設置

（２）代表理事、管理者及び各事業所の児童発達支援管理責任者で構成する連絡調整会議（以下「施設長会議」という。）において虐待防止のための対策を検討し、その結果を各事業所の従業者に周知徹底すること。

（３）各事業所の従業者への研修の実施

（身体拘束等の適正化の推進）

第１６条　事業者は、身体拘束等の適正化の推進のため、次の措置を講ずるものとする。

（１）各事業所において身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の通所児童の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。

（２）施設長会議において身体拘束等の適正化のための対策を検討し、その結果を各事業所の従業者に周知徹底すること。

（３）身体拘束等の適正化のための指針の整備

（４）各事業所の従業者への研修の実施

（その他運営に関する重要事項）

第１７条　事業者は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

（１）採用時研修　採用後３か月以内
（２）継続研修　　年２回
２　従業者は、業務上知り得た通所児童及びその家族の秘密を保持する。
３　従業者であった者に、業務上知り得た通所児童及びその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
４　事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
５　事業所は、通所児童に対する事業の提供に関する諸記録を整備し、事業を提供した日から５年間保存する。
６　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則
この規程は、令和４年６月１日から施行する。